

●香川県告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年6月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

指 定 年 月 日	事 業 所（ 施 設 ） の 名 称 及 び 所 在 地	事 業 者（ 開 設 者 ） の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類
平成29年10月1日	医療法人 恵基会 小林医 院 丸亀市綾歌町岡田下500番 地1	医療法人 恵基会 丸亀市綾歌町岡田下500番 地1	居宅療養管理指導
令和元年5月13日	介護付き有料老人ホーム フラワーガーデンまんのう 仲多度郡まんのう町吉野下 416番地	医療法人社団 まえだ整形 外科外科医院 坂出市室町3丁目1番13号	特定施設入居者生 活介護